



## 社労士のつぶやき(78) 過労と労働時間の管理

「A君は固定給だから、タイムカードなんて無いよ・・・」

私が社労士の仕事を始めた頃、顧問先の社長はよくこう言っていました。「残業代コミ」だから時間を数える必要はない、という意味です。あれからずいぶんと変わりました。過労死が社会問題になってきたからです。

過労とは、働きすぎて脳や心臓に強い負荷がかかって病気になったり、うつ病を発症したことを指し、死亡に至った場合は過労死（過労自死を含む）と呼んでいます。政府によると、2019年には過労で216件も労災認定（過労死は86件）されています。過労による労災件数が多い業者は、断トツで運送業です。「運転手の居眠りによる交通事故」は、毎日のように報道されています。それだけ重労働なのが運送業です。そして2020年から今年にかけて多いのが、医療・福祉従事者の過労です。言うまでも無く、コロナウイルスによる影響です。大阪市によると、保健所の職員167名の21年8月の残業時間は月平均で70時間以上に達し、4人に一人が「過労死ライン」の100時間を超えています。何と40名以上です。早く落ち着いてほしい、と願うほかありません。

労働基準法では「1日8時間、週40時間以内」と定められています。しかし、「労働時間を管理しなければならない」という法律はこれまでありませんでした。労基法制定から50年以上経った2001年ようやく「労働時間の適正な把握のためのガイドライン」が厚労省から出されましたが、これはあくまで「通達」であり、罰則を伴うような「法律」ではなかったのです。しかし今回の「働き方改革」で労働安全衛生法が改正され、2019年4月から労働時間の把握が事業主に義務づけられたのです。「そう言えば・・・」という方もいらっしゃるはず。その頃から「勤怠管理、ラクラク！」などのCMが増えましたね。

改正された安衛法では、月80時間以上残業させた場合、事業主は労働者本人に「超えたよ」と通知しなくてはなりません。それを聞いた労働者が健康診断を希望すれば、これを実施しなければなりません。これは今までタイムカードが必要なかった管理職も含め、全ての労働者に当てはめなければならないのです。

コロナによる混乱のため、この2年半、どれほどの会社がこの義務を守られているのか定かではありません。しかし、もう少し落ち着いたら本格的に労基署も調査に動き出すかと思われます。さあ皆さん、「ウチはどうだったかな？」が始まります。

社労士事務所アジュール 高龍弘

## 燃料カードの価格表【2021年12月】

AMSカード ※共通利用可能		ENEOSビジネスカード		全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行			
油種	ENEOS・Shell・COSMO	油種	ENEOS	油種	COSMO	ENEOS	宇佐美
レギュラー	153.0円	レギュラー	153.5円	レギュラー	152.8～154.8円	152.9～154.9円	151.5～153.5円
ハイオク	162.0円	ハイオク	163.5円	ハイオク	162.8～164.8円	162.9～164.9円	161.5～163.5円
軽油	134.0円	軽油	129.5円	軽油	127.0～129.0円	131.4～133.4円	129.6～131.6円
【価格は税抜】		【価格は税抜】		【価格は税抜】			

  

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行				
油種	ENEOSウイング	FLEX & TRUST カード(Shell)	TRUST & FLEX カード(出光)	エクスフリート
レギュラー	150.4～152.4円	153.0～155.0円	153.6～155.6円	148.8～150.8円
ハイオク	160.4～162.4円	163.0～165.0円	163.6～165.6円	158.8～160.8円
軽油	125.3～127.3円	131.5～133.5円	126.8～128.8円	126.8～128.8円
【価格は税抜】				